

災害救助法における生活必需品の支給見直しを求める意見書

2018年9月、北海道で観測史上初めて最大震度7を記録し、災害関連死を含め44人が犠牲になった北海道胆振東部地震。大きな被害を出した厚真町、むかわ町、安平町では今なお多くの方が応急仮設住宅で生活しています。自宅が全壊し家財道具を失った人も少なくありません。被災者の暮らしを支えるきめ細かな施策を続けるとともに、安心して生活ができる環境づくり、応急仮設の住環境の改善をすすめることが大切です。

災害救助法は「被災者の保護」を目的とし、仮設住宅の供与、生活必需品の支給などを定めています。仮設住宅の入居者に「寝具」「日用品」「炊事用具・食器」などの支給があるものの、電化製品は炊飯器などに限定しています。家財を失った被災者が日常の生活を送るうえで、冷蔵庫や洗濯機、テレビは必需品です。そのため北海道胆振東部地震では、被災3町が仮設入居世帯へ洗濯機・冷蔵庫・テレビの3品目を貸与し、その経費を北海道が補助する「生活家電応急貸与事業」が実施されました。

近年は大規模な災害が各地で多発しています。2018年7月の西日本豪雨災害で特に被害の大きかった広島・岡山・愛媛の各県では、仮設住宅入居世帯へ支給される家電製品の品目はバラバラでした。このように各都道府県や市町村で格差が生じる事態は解消すべきです。被災者が安心して暮らせるよう国の責任において、災害救助法の生活必需品の支給を生活実態に即して見直しを行うことを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
総務大臣 防災担当大臣 財務大臣